

## 千葉市要約筆記奉仕員養成・研修事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、要約筆記の役割、責務等について理解ができ、かつ、要約筆記に必要な技術を習得した要約筆記奉仕員を養成、及び研修し、聴覚障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、千葉市とする。ただし、事業の実施は、福祉団体等（以下「事業実施者」という。）に委託して行うことができる。

### (対象者)

第3条 対象者は、市内に居住し、又は勤務する者で、聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者とする。

### (受講申請)

第4条 受講を希望する者（以下「申請者」という。）は、千葉市要約筆記奉仕員養成・研修講習申込書（様式第1号）により申し込むものとする。

### (養成・研修内容等)

第5条 養成は、講習会等の方法により実施し、基礎課程及び応用課程を履修させるものとする。

- 2 各課程の履修内容は、要約筆記奉仕員の養成カリキュラム等について（平成11年4月1日障企第29号通知）を基本とする。
- 3 研修については、技術の維持及び向上を図る趣旨を踏まえ、養成の方法を参考に実施するものとする。
- 4 養成及び研修の定員は、おおむね30人とする。

### (受講料等)

第6条 養成及び研修の受講料は、無料とする。ただし、教材費等の実費は、受講者の負担とすることができるものとする。

### (修了の認定)

第7条 事業実施者は、養成講習の時間の7割以上を受講した者で、要約筆記奉仕員の要約筆記の技術及び知識を習得したと認められる者を、その養成講習修了者として市長に推薦するものとする。

- 2 市長は、推薦に基づき修了証書（様式第2号）を交付する。

### (実績報告)

第8条 事業実施者は、この事業の終了後、速やかに事業実績報告書を市長に提出するものとする。

### (守秘義務)

第9条 事業実施者は、受講者が知り得た個人情報について漏らさないよう受講者を指導

しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 千葉県手話通訳者・要約筆記奉仕員養成事業実施要領は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に、千葉県手話通訳者・要約筆記奉仕員養成事業実施要領において修了した者は、この要綱により修了した者とみなす。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。